

財産開示制度の改正等民事執行制度の強化に伴う債務者の最低生活保障のための差押禁止債権制度の見直しに関する提言

2017年（平成29年）1月20日

日本弁護士連合会

第1 提言の趣旨

- 1 民事執行法152条1項1号及び2号所定の各差押禁止債権（以下「給与等債権」という。）については、債務者の最低限度の生活を保持するために欠くことができない金額として政令で定める最低限度金額までは全額を差押禁止とする等の立法化を検討すべきである。
- 2 給与・年金・生活保護費など民事執行法その他法令における差押禁止債権に係る給付が、債務者の預貯金口座に振り込む方法により行われた場合における当該預貯金口座に係る債務者の預貯金債権に対する差押えを制限するための制度の立法化を検討すべきである。

第2 提言の理由

1 民事執行における債務者保護の必要性

(1) 債権者が債務者財産に関する情報を取得する制度の必要性

債務者に資力があるにもかかわらず、債権者が債務者の財産に関する情報を得られないために執行ができず、権利の実現が図られないという事態は不正義である。私人による自力救済が禁止されている法制度の下で、金銭債権についての強制執行の実効性を確保するという観点から、勝訴判決等を得た債権者が債務者財産に関する情報を取得する制度の実効性を向上させるために、財産開示手続について見直しをするとともに、その情報を債務者以外の第三者から取得しようとする手続を新たに創設することは、喫緊の課題である。

この点につき、当連合会は、2013年6月21日付け「財産開示制度の改正及び第三者照会制度創設に向けた提言」を公表し、その後、最高裁判所との間で、財産開示制度の改正や第三者照会制度の創設に向けて協議を行ってきた。また、法務省も参加する民事執行法改正研究会においても、民事執行法改正に向けた議論がなされ、同研究会における議論を踏まえて、民事執行法の改正について法制審議会への諮問がなされている。今後、債務者の「逃げ得」を許さないためには、適切な法改正により、債権者が債務者の財産に

関する情報を取得する制度を強化し、判決の実効性を確保しなければならない。

(2) 無資力の債務者に対する過酷な執行への対処の必要性

他方で、給付義務の任意の履行がなされないことが、必ずしも債務者の悪意や怠慢によるのではなく、債務者の収入や資産が十分でないことが、任意の履行がなされない理由であることも少なくない。

このため、債権者の権利の実現を図るために債務者の財産に関する情報を取得させる制度を強化した場合、その結果、十分な資力を持たない債務者の生活の糧となる給与等債権や、年金・生活保護費等の振り込まれた預金の差押え等により、債務者やその家族の生活が脅かされ憲法25条が保障する生存権（健康で文化的な最低限度の生活を営む権利）に関わる問題が生じ得ることも考慮されなければならない。

今後、民事執行法の改正を検討するに当たっては、民事執行制度を実効的なものとするため、債務者の財産に関する情報を債権者が取得しやすくするための制度を構築していくこととともに、債務者の最低限度の生活を保障するための対策として、過酷な執行とならないよう差押禁止債権についての見直しも併せて検討すべきである。

もっとも、このような債務者保護の制度を検討することについては、債権者の利益を不当に損なう結果とならないように留意する必要がある。そこで、差押禁止債権の範囲をどうするか等、具体的な制度設計を検討するに当たっては、債権者の債権回収の利益と債務者の生活保障の必要性との適切な調和を図るという視点が求められる。

2 給与等債権における差押最低限度額の設定等について

(1) 給与等債権の差押禁止の制度

給与等債権の有する生活維持的・扶養的な特殊性を背景として、それに対する差押えの範囲を一定の限度に制限するのは先進国において一致した法原則となっている。

我が国でも、民事執行法152条1項において、給与等債権については、原則として、その支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する金額の差押えを禁止している。もっとも、上記の差押禁止の範囲は、標準的な世帯の必要生計費を勘案して給与等支払期が毎月と定められているときは、33万円が上限とされている（民事執行法施行令2条）。

他方、現行民事執行法においては、ある一定の金額までは差押えを禁止するという、差押禁止の範囲の最低額は定められていない。給与等の金額が僅

少であったとしてもその4分の1については差押えが認められる制度となっている。

(2) 給与等債権の差押禁止の最小限度額を設けることの必要性

給与等債権の有する生活維持的・扶養的な特殊性に鑑みるならば、少なくとも債務者の最低限度の生活を保持するために不可欠な金額を差押禁止として定めるべきである。

現に、国税徴収法はそのような定めを設けている。すなわち、国税徴収法76条1項4号は、滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法12条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額（国税徴収法施行令34条により、1月ごとに10万円（滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者1人につき4万5000円を加算した金額））の差押えを禁止している。

ところが、現行民事執行法の下では、国税徴収法の場合とは異なり、給与等債権の額がどれほど低額であっても（どれほどの低所得世帯に対しても）、その4分の1に相当する金額の差押えは可能とされる。例えば、債務者の有する給与等債権が月額10万円でも、その4分の1に相当する2万5000円の差押えが可能となる。そのため、低所得世帯の生計を支える債務者に対し、給与等債権の差押えがされることによって、債務者の世帯が生活保護基準をも下回る生活を強いられるおそれがある。また、既に生活保護基準を下回る生活をしている世帯の債務者に対してさえ、給与等債権の差押えがされるおそれがある。この場合、債務者の世帯に対し、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法25条）を下回る生活を強いることになり、債務者の世帯を過酷な状況に陥らせることにならざるを得ない。かかる事態は生存権保障の観点から看過することは許されない。

(3) 民事執行法の制定時の検討状況と差押範囲の変更の申立てでは救済が困難であること

この点、民事執行法の制定時においても、一応、債務者の家族構成等に応じて差押禁止の最小限度を設定することについての検討がされたが、自力執行権を有し、かつ広汎な財産調査権を有する国税の場合と違って、民事執行の債権者は債務者の家族構成を知り得ない場合があり得ることから、それは民事執行法153条による差押禁止債権の範囲変更の申立てを債務者からすることによって対応することとされた経緯があるようである。

しかしながら、差押禁止債権の範囲の変更の申立てによる対応では、債権者がその債権の取立てをした後では、債務者の救済として事実上無意味となってしまう。そのため、債務者は、差押命令が送達された日から1週間（民事執行法155条1項）を経過するまでに、「生活の状況その他の事情」の疎明資料を準備し、差押禁止債権の範囲の変更の申立て（同法153条1項）をした上で、執行裁判所から第三債務者に対し、支払その他の給付の禁止を命ずるように求める（同条3項）必要がある。

給与等債権の差押えを受けることにより、当面の生活の糧を失っている状態に置かれた債務者が、上記のような短期間に、自ら又は弁護士に依頼して疎明資料を準備し、適切に申立てをすることは、容易なことではない。しかも、差押禁止債権の範囲変更の申立てが認容されるには、実務上厳格な疎明が要求されており、認容例も多いとは言えない現状がある。その申立件数も、ごくわずかである。

この事後的な救済手段である差押禁止債権の範囲の変更の申立制度の運用改善を図ることも検討されるべきところである。例えば、債務者へ差押命令を送達する際には、民事執行法153条による差押禁止範囲の変更の申立てが可能であることを教示する旨の書面を同封するなどの工夫をするなどの方法が考えられる。

しかし、債務者から申立てをし、厳格な疎明を経た上で、その申立てが認容されない限り、債務者を過酷な状況に陥らせることもやむを得ないとするのは、債務者の最低限度の生活を保障する必要があるという観点に照らし、相当でないから、やはり、かかる事後的救済によるだけでは不十分であり、債務者の最低限度の生活を執行段階の当初から保障するために、立法により、差押禁止の範囲の最小限度額を予め定めることを検討すべきである。

(4) 給与等債権の差押禁止についての提言

以上より、債務者の最低限度の生活を保持する観点から、一定の金額までは全額を差押禁止とする規定を設けることを検討すべきである。

その一定の金額、すなわち差押禁止の範囲の最小限度額の定め方については、債務者の家族数に応じた金額にするという方法と、家族数を考慮せず一定の金額を定めるという方法があり得る。

ア 債務者の家族数に応じた金額を定める方法

この点、ドイツ民事訴訟法（2011年12月22日現在）は、850c条において「勤労所得に対する差押制限」を規定し、勤労所得については、債務者が扶養する者の数に応じて定められた一定の金額を超えないと

きは、（その全部を）差し押さえることのできないものとし（同条1項）、また、上記の額を超えるときも、超過額につき、同じく債務者が扶養する者の数に応じて、その一部を差し押さえることができないものとしている（同条2項）。そして、勤労所得の支給形態（月給・週給・日給）のそれぞれについて、扶養家族数に応じた差押可能額が支給額ごとに一覧表で示され、差押命令においては、この別表を引用することで足りる、とする（同条3項2文）。

そこで、我が国においても、上記のようなドイツの立法例を参考にして、債務者の最低限度の生活を保持するために欠くことができない金額として、「債務者と生計を一にする配偶者その他の親族」（国税徴収法施行令34条参照）の数、又は所得税法における「控除対象配偶者」（所得税法2条1項33号参照）及び「扶養親族」（同項34号参照）の数に応じて、政令で定める差押禁止の最低限度額を一覧表の形式で示し、給与等債権の額が上記の額を超えないときは、（その全部を）差し押さえることができないものとした上で、差押命令においては、差押禁止の範囲の特定につき、上記の政令の示す一覧表の引用で足りるものとすることが考えられる。

この場合、第三債務者（勤務先）は、従業員である債務者の家族状況については、例えば、税法上の年末調整関係資料や保険関係資料、さらには給料の一部として配偶者手当や扶養家族手当が支給される場合には、そのような個人関係資料により認識するか、債務者への質問を行うことにより、差押禁止の額を把握することになる。

ただし、この点において、第三債務者に過度な負担をかけることは相当でないから、第三債務者が債務者の家族構成を知らなかったために、差押禁止額の把握を誤り、債務者に対して差押禁止額の範囲を超えて支払いをしたり、又は債権者に対して差押可能額の範囲を超えて支払いをした（取立てに応じた）場合であっても、第三債務者が二重払いのリスクを負わないものとするための立法による手当も必要となる。

イ 家族の数を考慮せず一定の金額を定める方法

もっとも、上記のように、債務者の家族数に応じて差押禁止の額を定めることに対しては、第三債務者において、必ずしも債務者の家族数等を把握することが可能であるとは限らないのではないかと、また、差押禁止額を把握するために、当該人数の調査や「債務者と生計を一にする」か否か等の判断をしなければならないことが、第三債務者にとって、過大な負担となるのではないかと、との批判もあり得る。

そして、もし仮に、第三債務者が差押禁止額の把握を誤った場合には、第三債務者が債権者による取立訴訟や、債務者による支払請求訴訟に巻き込まれる可能性があり、これらに应诉しなければならないとすれば、第三債務者にとって酷ではないか、との懸念もあり得る。

このような観点からすると、第三債務者の負担を軽減し、差押命令の一義性・簡明性を損なわないようにするために、差押禁止の額を定める際には、債務者の家族数を考慮せず、一定の金額を定めることも考えられる。

ただし、この場合には、そのようにして定められた差押禁止の額が、多くの家族を扶養する債務者にとっては、最低限度の生活保障の要請を満たさないものとなってしまふおそれがある。この点にどう対処するかも、あわせて検討する必要がある。

(5) 検討に当たっての留意事項

ア 差押禁止の最小限度額の定め方について

給与等債権の差押禁止の最低限度額を定めるに当たっては、上記のとおり、債務者の家族数に応じた金額を定める方法と、家族数を考慮せず一定の金額を定める方法が考えられるが、いずれにせよ、その金額は、債務者の最低限度の生活を保持するために欠くことができない金額として、政令で定めるものとするのが相当である。

もし仮に、その金額が大きすぎると、債務者に過大な保護を与え、債権者の権利の実効性を損なうことにもなりかねないし、反対に、その金額が小さすぎると、債務者の最低限度の生活保持の要請を満たないおそれがある。

この点、例えば、国税徴収の場面では、給与等債権の差押えについて、国税徴収法施行令34条により、1月ごとに10万円（滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者1人につき4万5000円を加算した金額）の差押えを禁止している。

また、ドイツ民事訴訟法では、労働所得は、月給であれば、月額1073.88ユーロ（約12万8866円。但し1ユーロ120円で計算。以下同じ。）を超えない場合には差し押さえることができないものとされ、債務者が法律上の義務に基づいて扶養する親族がいるときは、その扶養親族の数に応じて、差押禁止限度額は加算される（扶養を受ける最初の者については月額404.16ユーロ（約4万8499円）、第2の者から第5の者までについては、月額225.17ユーロ（約2万7020円）ずつ、最大で、月額2378.72ユーロ（約28万5446円）まで増額

される。) ことになっている(ドイツ民訴850条c第1項)。

これらの金額も参考にしつつ、給与等債権の差押禁止の最低限度額をいくらにするかについては、債務者の家族数に応じた金額とするか否かも含めて、慎重に検討する必要がある。

イ 扶養義務等に係る定期金債権については対象外とすること

また、上記のとおり、給与等債権の差押禁止の最低限度額を定めた場合であっても、民事執行法151条の2第1項各号に規定する扶養義務等に係る定期金債権については、扶養等を受ける債権者の生活保障という観点も踏まえて、給与等債権の差押禁止の範囲を通常 $\frac{4}{3}$ (民事執行法152条1項)から $\frac{1}{2}$ (同条3項)に狭めているものであるから、その趣旨に鑑み、上記の立法化(法改正)の対象とせず、現行法どおり、民事執行法152条3項の基準によることが相当と考える。

ウ 民事執行法153条(差押禁止範囲変更の申立)による差押えの余地を残すこと

また、たとえ差し押さえられた給与等債権の額は差押禁止の最低限度額を超えていなくても、債務者が他にも仕事をかけもちして高収入を得ていることもあり得る。さらに、差押債権の中には生命・身体侵害に基づく損害賠償請求権など、特に要保護性が強いと考えられるものもあるし、債権者自身の生活が困窮していることもある。

こうして、具体的な事情によっては、差押禁止の最低限度額を超えない場合であっても、差押えを禁止することが不適切と認められる場合もあると考えられる。そこで、執行裁判所は、債権者の申立てにより、「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」を考慮して、差押えを禁止された債権の部分について差押命令を発すること(民事執行法153条参照)は、妨げられないものとすべきである。

3 差押禁止債権に係る給付が振込入金された場合の預貯金債権の差押禁止について

(1) 差押禁止債権に係る給付が振込入金された預貯金債権の差押えは可能とされていること

前述のとおり、給与等債権の有する生活維持的・扶養的な特殊性を背景として、給与等債権については、うち一定の範囲の差押禁止が規定されている(民事執行法152条)。

また、年金や生活保護費等については、受給者の生活保障の観点から、絶対的に、その全額が差押禁止とされている(国民年金法24条、厚生年金保

除法41条，生活保護法58条等）。

しかしながら，一部差押えが禁止されている給与等債権等も，それが債務者の預貯金口座に振り込まれて預貯金債権となった場合には，差押禁止債権の範囲を超えて，全額が差押可能となってしまう。

また，年金や生活保護費のように，その全額が差押禁止とされている受給権についても，それらが受給者の預金口座に振り込まれて預貯金債権となった場合には，差押えが可能となる。

(2) 差押禁止債権に係る給付が振込入金された場合の預貯金債権の差押えを禁止する必要性

確かに，債権の法的性質を法形式的に考える限りでは，預貯金は元の給与等債権等とは明らかに異なるから，元の債権の差押禁止の性質は直ちに預貯金債権に継承されないと解されることともなろう。しかしながら，民事執行法その他法令における差押禁止の目的は，債務者の生計維持にあるのであり，その必要性は，給与等債権や年金等受給権が預貯金債権に転化し法形式上は別の債権となったからといって，失われるものではない。したがって，預貯金債権についても差押えからの保護が図られなければならない。

この点，現行法上，上記のような保護を与えるための手段としては，差押禁止債権の範囲の変更に関する規定（153条）が挙げられるが，前述のとおり，当面の生活の糧を奪われた状態にある債務者が，「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」に関する疎明資料を準備し，差押禁止債権の範囲変更の申立てをする等の対応を取ることは容易なことではない。

また，例えば，債権者において，差押禁止債権に係る金員が振り込まれる預貯金口座と，その支給日を認識した場合には，あえて，その支給日当日を目指して，当該預貯金債権の差押えをするということもあり得る。広島高裁松江支判平成25年11月27日（金融・商事判例1432号8頁）は，個人事業税及び自動車税を滞納していた被控訴人（一審原告）の有する預金口座（残高73円）に対し，差押禁止債権である児童手当（13万円）の振込がされた当日，その振込のわずか9分後（午前9時9分）に，滞納処分として，当該預金（残高13万73円）の差押えがされ，即日，取り立てられたという事案である（なお，同判決においては，差押処分がされた時点では，当該預金債権（13万73円）のうち児童手当相当額（13万円）は，「いまだ児童手当としての属性を失っていなかった」と認め，本件差押処分は違法である，としている）。

今後，民事執行法の改正により，第三者照会の制度が導入された場合には，

上記のように、徴収職員に広範な調査権（質問検査権等）が与えられている徴収法の場面だけでなく、一般債権者による民事執行の場面でも、債権者において、差押禁止債権が振り込まれる預金口座と、その支給日を認識した上で、その支給日当日に、あえて、当該預金の差押えをするということも、十分に考えられる。

そのような差押えがされることによって、民事執行法その他の法令が差押禁止債権と定めた趣旨が失われ、債務者が過酷な状況に陥ることのないようにするという観点からも、立法的な手当が必要である。

(3) 民事執行法制定時の検討状況等

この点、我が国でも、民事執行法制定時、この問題が、強制執行法案要綱案（第1次試案）第140「差押禁止債権の範囲における検討事項」の中で取り上げられ、差押禁止債権が預金債権に転化した場合にも、当該預金債権につき、差押禁止規定が適用されるべきか、また、この場合に預金債権のうち給料等に基づくものについての差押禁止額は差押えの日から次期の収入の支払の日までの日数に応じて計算した金額に限るべきかについて検討を要するとされた。

そして、その後の第2次試案では規定案に盛り込まれ、同案第217(4)は「給料等の弁済として当該債権につき債務者の預金口座に払い込まれた場合においては、その預金債権のうち差押えの日から次期の給料等の支払の日までの日数に応じて計算した金額に相当するものは、差し押さえることができないものとする」とされていた。しかしながら、預金が確実に振り込まれた給料によるものであればよいが、一旦銀行振込されたものを引き出してからまた入金した場合にはその処理等において技術的な問題が発生し、要綱案のような差押制限規定を設けても十分な保護が図れないとされたなどの理由で、上記の規定は、民事執行法には取り上げられなかったという経緯があるようである。

しかし、ドイツ民事訴訟法等、諸外国の法制においても、この預貯金債権の差押えの制限の問題について積極的な対応が現になされている状況に鑑みれば、技術上の問題を理由にすることは相当でない。立法的対処の必要性は明らかに存する。

(4) 差押禁止債権に係る給付が振込入金された場合の預貯金債権の差押えを制限するための提言

そこで、差押禁止債権に係る給付が振込入金された場合の預貯金債権の差押えを制限し債務者を保護するための制度の立法化が検討されるべきであ

る。

その方策としては、例えば、以下のような制度が考えられる。

ア 債務者の申立てによる差押取消の制度

まず、年金・生活保護費・給与のように、継続的に給付される差押禁止債権の振込がされた預貯金口座に対する差押えがなされた場合には、債務者は執行裁判所に対し、差押えの全部又は一部の取消しを求めることができることとし、執行裁判所は、債務者の申立てにより、当該預貯金口座への差押禁止債権の振込入金の実態さえ認められれば、「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」（民事執行法153条）を考慮するまでもなく、うち差押禁止の範囲（年金及び生活保護費の場合は全額、給与等債権の場合は所定の方法により算出された金額）を基礎として、差押えの日から次期の支払日までの日数に応じて計算した金額につき、差押えを取り消すものとする制度（必要的取消）を創設することが考えられる。

この場合、債務者の申立てにより差押えが取り消される範囲は、民事執行法制定時の第2次試案のように、その預貯金債権のうち、差押えの日から次期の給与等債権等の支払の日までの日数に応じて計算した金額に限定することが相当である。給与等債権の振込入金された直後の預貯金債権については、債務者の生活保障のために差押えを禁止する必要があるといえるが、反対に、次期の給与等債権等の支払の日が間近に迫っているときは、その分、債務者の生活保障のための保護の必要は弱まっていると考えられるからである。

そして、上記のように、差押えが取り消される範囲を限定する以上、差押取消のために、差押えの効力発生時における預金残高が、差押禁止債権の振込により発生したものと特定できること（他の振込入金や預入等によって発生したものではないこと）までは必要とされないものとするべきである。もし仮に、これが必要とされるならば、民事執行法制定時の立案者が指摘するように、いったん全額を引き出してから再び入金したような場合は保護を受けられなくなるが、このように、振込入金後、差押えの効力発生時までの間に、たまたま何らかの出入金が介在したような場合を、あえて保護の対象から除外しなくても、特に債務者に対し過剰な保護を与えることになるわけではないからである。

また、上記の申立権を実質的に保障するために、執行裁判所は、手続を簡素化して、一定の書類（年金通知書、生活保護決定通知書、給与明細等）さえ提出されれば、速やかに差押えの全部又は一部の取消しを認めること

とするとともに、債務者へ預貯金債権の差押命令を送達する際には、債務者に対し、「差し押さえられた預金口座に差押禁止債権（年金、生活保護費、給与等）の振込入金が行われているときは、債務者の申立てにより、その振込入金の実態及び金額並びに次期の支払日さえ明らかにすれば、それだけで当該差押えの全部又は一部の取消しがされること」を、書面により教示するなどの工夫をすることも併せて検討すべきである。

ところで、年金受給者の中には、例えば公務員共済や大企業の厚生年金であれば、相当に高額な年金の支給を受けている者もいるし、自営業者に見られるように国民年金を受給しながら働いて高収入を得ている者もいる。また、差押債権の中には特に要保護性の強いものもあるし、債権者自身が困窮している場合もあり得ることは、前述したとおりである。これらの事情によっては、差押えされた預金に差押禁止債権の振込が行われていた場合であっても、なお差押えを認めるべき場合もあるとも考えられる。

そこで、本提言案のとおり、債務者の申立てにより、当該預金口座への差押禁止債権の振込入金の実態及び金額並びに次期の支払日さえ明らかにすれば、必ず差押えの取消しがされることとした場合であっても、例外的に、債権者から別途の申立てがあれば、執行裁判所は「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情」を考慮して、なお差押えを認めることもできるものとする（民事執行法153条参照）も考えられる。

イ 差押禁止預貯金口座の制度

また、年金・生活保護費等の継続的に給付される社会保障給付に関する差押禁止債権の受入れ専用の預貯金口座の制度を創設することも考えられる。

具体的には、年金・生活保護費等の社会保障給付に関する差押禁止債権の支払を受ける者は、金融機関において、当該差押禁止債権の支給のための振込入金専用の預貯金口座を開設することができ、金融機関は、その専用口座に対しては、当該差押禁止債権の支給のための振込以外の入金（振込入金又は現金預入）を認めないこととした上で、当該専用口座の預金残高のうち、一定額を差押禁止とすることが考えられる。この場合、預金者は、当該専用口座から他の預貯金口座への振替又は現金引出は自由にできるが、振替された預貯金債権に対する差押えは禁止されない。

上記のような専用口座を設けるためには、金融機関による商品開発などの協力が不可欠となるが、もし、これが可能であるならば、当該専用口座に関しては、預金残高が振り込まれた差押禁止債権によるものであること

は確実であるから、民事執行法制定時の立案者が指摘したように、いったん銀行振込されたものを引き出してまた入金するというような事態は、そもそも生じ得ないことになる。

このように、当該専用口座の預金残高は、全て差押禁止債権の振込によるものであることが確実であるにもかかわらず、差押禁止の範囲を一定額に限定するのは、例えば、他に十分な資産・収入を有する年金受給者が、当該専用口座に振込入金される年金に手をつけず、長期間にわたり、他の預貯金口座への振替又は現金引出をしないで、当該専用口座の残高を増やし続けているときには、保護の必要性に乏しく、その全額を差押禁止とするのは不合理であると考えられるからである。ただし、その「一定額」をどのように定めるか（金額を限定するのか、期間で区切るのか等）については、なお慎重な検討を要する。

ところで、上記のような専用口座の制度を創設した場合には、差押禁止債権の支払は、必ず専用口座への振込によるものとするとも考えられるが、それ以外の入金が認められない専用口座への振込による支給を望まない受給者の便宜のことも考えると、差押禁止債権の支払いについて、上記のような差押禁止の効果をもつ専用口座への振込によることを希望するか否かは、受給者の選択によるものとするのが相当である。

(5) 検討に当たっての留意事項

ア 上記の2つの制度の関係

上記ア（債務者の申立てによる差押取消の制度の創設）の制度において、債務者の申立てを必要としているのは、第三債務者たる金融機関において、当該口座に対して差押禁止債権の振込がされたこと及び差押禁止の範囲等を自ら確認するのは困難であるという事情によるものである。

ただし、このように、債務者の申立てを必要とすると、実効性のある債務者の救済をもたらさないのではないかと懸念もあるので、その申立権を実質的に保障するための工夫（手続の簡素化と書面による教示等）を併せて検討しなければならない。

この点、上記イの制度（差押禁止預貯金口座の創設）によれば、第三債務者たる金融機関において、差押禁止の範囲等を確認するのは容易であるから、債務者の申立てを要せず、当初から、差押禁止とすることができるという利点がある。

しかし、他方、上記イの制度においては、給与等債権のように、全額差押禁止とされず、一部のみ差押禁止となるものを含めることは困難であり、

また、あらかじめ専用口座を作り、年金・生活保護費等の社会保障に関する給付について、当該口座への振込を指定した者しか保護されないという難点もある。

上記の2つの制度については、それぞれの長所・短所を勘案しつつ、立法化の検討をする必要があるとともに、両制度を併存することも考えられる。

イ 対象範囲の絞り込み

また、数多くの差押禁止債権の中には、様々なものが含まれている（例えば、自動車損害賠償保障法30条、自動車損害賠償法商法施行令2条1項1号イに基づく死亡保険金額は、被害者1名につき3000万円とされている。）。それら多くの差押禁止債権のうち、上記ア及びイの制度の対象とするものは、継続的に給付され、受給者の生活の糧となることが想定されるものに限定する方向で、その対象範囲の具体的な絞り込みについても、検討する必要がある。

以上